

ex-0416 韓総

経済協力局長

アジア局長

中江参事官出席

太森参事官

政策課長

3 経済協力第一課長 横山(技術協力第一課長) 北東アジア課長

4 経済協力第二課長 佐藤(技術協力第二課長) 主席事務官

## 在韓韓国人被爆者救済問題

(韓国人被爆者医療センター設立等)

48.7.30

北東アジア課

人 7月9日 在京韓国大使館 离政務課長

は 妹尾 北東アジア課長 を来訪し、標記

の件に關し、要旨 次のとおり述べた。

本件についてはすでに本年1月 李灝 駐日  
26日

大使トリ 大平大臣に対し、人道的見地から

医療協力、例えば在韓被爆者医療セン

タ一の建設を行なって頂きた旨要請

し、又、二月には韓国保健社会部沈

達燮医政課長が来日した折、自分(禹)

も交えて北東アジア株相当官(六条、柳

<sup>初めて</sup>  
藤)と実務的に話し合ったところ

あるが、本日、日本側の意向打診を行なう

のは、9月のオフ回日韓定期閣僚会議

における在韓被爆者医療センターの設  
立の要請

立てテーマに取り上げた場合、日本側

がいかなる反応を示すかというところである。

この問題については、特に次二点を指

3.

景として考慮して頂きたい。

(1)一つは、現在日韓間にはいかゆる戦

後処理の問題とて、本問題の外、在

韓人引揚問題 ~~日本~~ 海底ケーブル分

割取極交渉問題、戦前の日本人(又は韓

国人)遺骨の引取問題、4つが大き

な問題だが、このような懸案はござた

く早く解決して日韓友好新阶段  
一日も早く。

階ははりたいといふこと成る。  
である

(2)今一つは、この問題については、韓国側と

これは日本側が人道上の配慮により、

通常の経済協力案件の枠外で考へて

欲しいと考へて <sup>る様</sup> 日本側は通常の経

済協力（無償経済協力）を当然すべき

優先順位をつけ要請して欲しいとしてお

立場は

リモダヤツフ<sup>ド</sup>がある<sup>る様</sup> 韓国側としては有

くまで前記の立場で考へて欲しいと考える。

たゞ、具体的にいかなる形で本問題を

提起するかは韓国側としてまだこれら

ほとつてゐるわけではない。もし、日本側が

あくまで無償経済協力ということが固執

するなら、例えばどの程度の割合ライオリティ

~~要請状~~  
一 七月二十一日 檢討の対象 1-93

のか凡そ基準なり考究方を示して頂く

れば幸いである。】

2. 申れに對し、北東アジア課長より、本

問題は經濟協力局および開発省と

3厚生省とも協議した上で回答した。

旨応えだ。 →

当局の

3月

16日(水)2時

(1) 条件 上級定期懇親会議

の予定 上級定期懇親会議(通合)

判斷する前 OC 取引T.R.とT.R.

3. 当省の対応ぶりは次のとおりとしたい。

(1) 本件については、戦後現在に至るまで政

府ベースの救済策は何ら講ぜられておらず、

人道上の考慮という観点から、又眞の意味

の日韓間の友好親善という見地からも基本

的には当省としても前向きの姿勢で取り組む

べきものと考える。

(2) 従って、差当り 本年度 医療協力事業費

の枠内で 韓国人被爆者実態調査のための

専門家(医師等)を派遣することが適切と思

われる。但し、かかる専門家の派遣は将来

のプロジェクトについてコミットするものではなく

将来の問題については白紙の立場で予備調査するものとする。

なお、上記の調査結果に基づき、如何なる

プロジェクトが最も効果的かを策定する必要が

あるが、何らかの措置をとるときは、一応次

の如き形態があり得よう。

① 在韓被爆者医療センターの設立

② 日本人専門医師の治療・研修派遣

③ 韓国人医師の研修受け入れ

④ 被爆者の受け入れ治療

⑤ 韓国内での治療のための医療器材・医薬品の供与。

予算の組み方としては プロジェクトの内容如何

によれば、必ずしも 経済協力局 予算として扱

う必要はないものと思われる。

(3) 韓国側に対する回答については、現状におい

は、調査団の派遣以上にはコミットできたりことを

韓国側に十分に理解してもらつた上で「予算の

して実態調査を行

範囲内で、今年度 東川家を派遣する用意があり

具体的な協力振りについては右調査の結果を得て検討いた

今次閣僚会議においで 在韓被爆者問題を

取上げてもらって差支えなし」と回答すること

致した。

(参考)

① 日本国の被爆者総数（被爆者健  
康手帳所持者）は、約34万、うち特別  
被爆者 約30万、一般被爆者 約4万  
である。

② 被爆者対策のための国内立法としては  
・「原子爆弾被爆者の医療等」に関する  
法律（国が被爆者に対し、健康診断  
と必要な医療を行なうことにたり、その健康  
の保持及び向上をはかることを目的とする。  
昭32.3.31 制定）

・「原子爆弾被爆者に対する特別措置  
に関する法律」（被爆者であり、原子  
爆弾の傷害作用の影響を受け、今後  
が特別の状態にあるものに對し、特  
別手当の支給等の措置を講ずるこ  
とを目的とした福祉法のことを目的とする。  
昭 43.5.20 制定）

の二法が柱である。

③ 厚生省、原爆障害対策費予算は昭和48年度で総額約133億円、主な内訳は、概略。

原爆被爆者医療費 83億円

同 手当次付金 40億円

同 健康診断費交付金 6 "

同 保健福祉施設

運営費補助金 2 "

その他 2 "

とある。

④ 在韓韓国人被爆者 件 約2万と推定され、このうち 6,281 名が在国法人「韓國原爆被害者後援協会」(会長 李泳洙) に登録されている。

⑤ 在日韓国人被爆者 で 日本に定住している。外国人登録も行なっており被爆者手帳交付し、上記二法を適用している。T=7%、一時的旅行者(韓国からの一時入国者)

11.

12.12月 厚生省側は被爆者手帳の  
発給を拒否(2.3.)

12

⑥ 技協立 医療協力事業費 10億8千万

内訳。調査費 6,373万

。専門家派遣 3億2365万

。大学教授の公開手術等派遣費

998万

。所属光補2人 7358万

。器材使用 6億860万

(注)。医療協力関係の専門家派遣は  
医師が多いため

他分野の専門家派遣と異なり給与

ペースが高いため、医療協力事業費が、

うえで支出するのか通常である。

。上記予算は 125名の定員

積算の基礎として125名が 実際には

150 ~ 160名程度をカバーしている。

北朝鮮の参り口

第1回

13

① 技術工専門家派遣の状況

昭和48年度の技術専門家派遣の技術協

力年算は約145億円であり、20万海里

技術協力事業団(DTCA)予算は約137

億円である。

2013. 専門家派遣予算は32

億5794万円であり、総員名9

908

名

専門家派遣するところが現地で行う。

(1) 一般専門家及び国際機関派遣

専門家 454名

70 (2) 前年度からの継続派遣 237人

35 (3) 新規派遣 217名

(TPU地域 116名) 外務省

GA-6

F

面

14  
15

新規派遣 217名中、韓国人派

遣を認めたのは 43名 である

内訳は次のとおりである。(5) 韓国未実施

(1) 韓牛飼育 2名

(2) コンピュータ-7-7009マム 1名

(3) ソウル地下鉄建設関係 10名

(電気 2名)

(電車 2名)

(信号工場 6名)

(4) 漢江洪水用警報装置 13名

(電気通信 3名)

(水門土木 5名)

(下流洪水防 3名)

(模型実験 2名)

(5) ソウル工科大学器械調査 9名

(未実施)

(6) 農業 700江戸 調査 8名

~~既に例の文書済んでおり~~

15

16

之外、パンティングと呼んでおり  
洲地学 地球物理学 2名  
福祉施設園芸 1名  
放送センター 4名  
放射性金属性揮発 2名  
の4件あります。

~~連絡事項~~

要請函は未実施か可能か決定

LTEが

洛東江、錦江の海水用管渠6名  
の1件あります。

技術二課 2×2

48. 8. 1.

趣旨: 改めら

I. 本文 6<sup>回</sup>-レ<sup>3</sup> (2) 三次の [ ] 代

T=11。

3(2) 「東方の強... ■望むる」、差当り本年

度内に韓国人被爆者実態調査の

T=めの調査団を派遣するとか適当

であると思われた。

具体的には実施の方法としては、本

件は本来技術協力とはなじまないか

であるが、他に派遣に要する経費が

はじめため、上記調査は O T C A 医療

協力事業予算を用ひて専門家派遣の

形で行なうこととする。これはあく

までも便宜的措置であり、OTCAベース

によることにより、明年度以降抜擢へ

一人につき協力が継続すること意味す

るものではない。

(以下)

なお…… (7ページ) は続く。

本文 88°-1 次回改訂旨

の如き。

「これらの形の措置を実施するに當り

は、下記の別途予算措置

を講ずる必要があると考へた。」